

倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）

第4条の規定に基づき、倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 補助金は国庫補助金を活用して鳥取県（以下「県」という。）が市に交付する鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「県費補助金」という。）をその財源の一部としており、補助金の交付を受ける者は、前項の規定によるもののほか、当該国庫補助金及び県費補助金に係る交付要綱その他の規程の規定に従わなければならない。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積に2分の1を乗じて得た面積未満のものをいう。）を含む。以下同じ。）、長屋及び共同住宅をいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち住宅以外のものをいう。
- (3) 防災拠点建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「促進法」という。）第5条第3項第1号に規定する建築物（鳥取県耐震改修促進計画に記載された建築物に限る。）をいう。
- (4) ブロック塀 補強コンクリートブロック造又はれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀をいう。
- (5) 耐震診断 促進法第2条第1項に規定する耐震診断であって、社会資本整備総合交付金要綱（平成23年3月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。）附属第Ⅱ編ロー16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イー16-(12)-①3.第1号イ又は第2号イに定めるものをいう。
- (6) 改修設計 国要綱附属第Ⅱ編ロー16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イー16-(12)-①3.第2号ハ又は第3号イに定める耐震化のための計画の策定（工事監理を除く。）をいう。
- (7) 耐震改修 促進法第2条第2項に規定する耐震改修であって、国要綱附属第Ⅱ編ロー16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イー16-(12)-①3.第3号イ、第4号又は第12号に定める耐震改修に関する事業をいう。
- (8) 建替え 促進法第2条第2項に規定する耐震改修であって、国要綱附属第Ⅱ編ロー16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イー16-(12)-①3.第3号イ、第4号又は第12号に定める建替えに関する事業をいう。
- (9) 除却 促進法第2条第2項に規定する耐震改修であって、国要綱附属第Ⅱ編ロー16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イー16-(12)-①3.第3号ロ、第4号又は第12号に定める除却に関する事業をいう。
- (10) 耐震シェルター 地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置（部屋型のものに限る。）で、国、地方公共団体等により一定の評価を受けたもののうち、市長が認めたものをいう。
- (11) 設計図書 法第2条第12号に定める書類をいう。
- (12) 避難路沿道ブロック塀 倉吉市耐震改修促進計画に記載された避難路に沿って存する既存不適格のブロック塀をいう。
- (13) 居室単位耐震改修 寝室や居間などの日常生活における滞在時間が長い居室を含む、壁構面に囲まれた範囲で、直接外気に接する避難上有効な開口部を有する1階にある特定の居室部分

(以下「特定居室」という。)に限定した耐震性能を確保するための住宅の改修で、鳥取県生活環境部長が別に定める基準に適合するものをいう。

(14) 耐震ベッド 就寝中の安全を確保するために金属製フレーム等で上部を覆ったベッドで、国、地方公共団体等により一定の評価を受けたもののうち市長が認めるものをいう。

(15) 高齢者 交付決定を受けた日の属する年度の3月31日時点で満65歳以上の者

(16) 障がい者 次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる障害のある者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかであるもの

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含む。）で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の1級又は2級であるもの

ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者で、その障害の程度が重度又は中度であるもの

(17) 要介護者等 介護保険法（平成9年法律第23号）第7条第3項に定める要介護者又は同条第4項に定める要支援者

(18) 避難行動要支援者 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10第1項に定める避難行動要支援者で、市の避難行動要支援者名簿に登録されている者をいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、住宅、建築物及びブロック塀（市内に建てられているものに限る。以下「住宅等」という。）の耐震化及び除却（耐震改修に代えて行うものに限る。以下同じ。）を促進することにより、住宅等の安全性の向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表第1の第1欄に定める住宅等を所有するものに対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 耐震診断 次の対象住宅等の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 一戸建ての住宅 当該事業（別表第1の第2欄に掲げる補助事業をいう。以下同じ。）に要する経費の額又は別表第1の第4欄に定める上限額のいずれか低い額

イ 一戸建ての住宅以外の住宅及び建築物 当該事業に要する経費の額、補助事業が行われる住宅等の延べ床面積に別表第1の第3欄に定める単価を乗じて得た額又は同表の第4欄に定める上限額のいずれか低い額

(2) 改修設計 次の対象住宅等の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 住宅 当該事業に要する経費の額又は別表第1の第4欄に定める上限額のいずれか低い額

イ 建築物 当該事業に要する経費の額、補助事業が行われる建築物の延べ床面積に別表第1の第3欄に定める単価を乗じて得た額又は同表の第4欄に定める上限額のいずれか低い額

(3) 耐震改修、建替え又は除却 次の対象住宅等の区分に応じ、それぞれ定める額（建替え又は除却にあつては、耐震改修に要する費用相当分とする。）

ア 住宅 当該事業に要する経費（補助事業がとっとり住まいる支援事業補助金交付要綱（平成

26年3月25日鳥取県生活環境部長決裁)に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。)の額

イ 建築物 当該事業に要する経費の額又は補助事業が行われる建築物の延べ床面積に別表第1の第3欄に定める単価を乗じて得た額のいずれか低い額

ウ 防災拠点建築物 当該事業に要する経費の額又は補助事業が行われる防災拠点建築物の延べ床面積に別表第1の第3欄に定める単価を乗じて得た額のいずれか低い額(除却する場合を除く。)

(4) 耐震シェルター設置、居室単位耐震改修又は耐震ベッド設置(一戸建ての住宅に限る。次条において同じ。) 当該事業に要する経費の額

(5) 屋根瓦耐風改修(一戸建ての住宅に限る。次条において同じ。) 当該事業に要する経費の額又は補助事業が行われる住宅の屋根面積に別表第1の第3欄に定める単価を乗じて得た額のいずれか低い額

(6) ブロック塀等耐震対策 当該事業に要する経費の額又は補助事業が行われるブロック塀等の長さに別表第1の第3欄に定める単価を乗じて得た額のいずれか低い額

2 前項の額に仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の金額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。)が含まれる場合は、当該仕入控除税額を除いた額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 耐震診断 前条第1号の補助対象経費に3分の2を乗じて得た額に相当する額(一戸建ての住宅の場合にあっては、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額に相当する額(ただし、令和10年度末までに着手する事業に限る。))

(2) 改修設計 次の対象住宅等の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 住宅 前条第2号の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額に相当する額(一戸建ての住宅の場合にあっては、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額に相当する額(ただし、令和10年度末までに着手する事業に限る。))

イ 建築物 前条第2号の補助対象経費に3分の2を乗じて得た額に相当する額

(3) 耐震改修、建替え又は除却 別表第1の第4欄に定める額

(4) 耐震シェルター設置、屋根瓦耐風改修、居室単位耐震改修又は耐震ベッド設置 別表第1の第4欄に定める額

(5) ブロック塀等耐震対策 前条第1項第6号の補助対象経費に、除却の場合にあっては3分の2を、ブロック塀等を除却した範囲について行う軽量なフェンス、生垣等への改修(以下「フェンス等改修」という。)の場合にあっては3分の1を乗じて得た額に相当する額又は別表第1の第4欄に定める上限額のいずれか低い額

2 前項の規定にかかわらず、補助金(一戸建ての住宅の耐震診断、改修設計、耐震改修及び居室単位耐震改修並びに現に高齢者等が居住する住宅の耐震シェルター設置及び耐震ベッド設置の場合であって、令和10年度末までに着手する事業のときのものを除く。)の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り上げた額を補助金の額とする。

(交付の対象となる住宅等)

第7条 補助金の交付の対象となる住宅等は、次に掲げる条件を全て満たす住宅等とする。

(1) 木造一戸建ての住宅にあっては平成12年5月31日以前(屋根瓦耐風改修、耐震ベッド設置又

は耐震シェルター設置の場合であって、現に高齢者、障がい者又は要介護者等若しくは避難行動要支援者（以下「高齢者等」という。）が居住する住宅の場合を除く。）に、それ以外の住宅及び建築物にあつては昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。

（2） 補助金の交付申請を行う時点において、原則として法第9条第1項の規定による命令を受けていないものであること。

（3） 補助事業が改修設計、耐震改修、建替え、除却、耐震シェルター設置又は居室単位耐震改修の場合にあつては、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること（次のアからウまでに掲げる場合を除く。）。

ア 住宅の場合であつて耐震診断と併せて改修設計を行う場合

イ 木造住宅の除却の場合であつて「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」（令和6年1月30日国住市第40号）に示す調査の結果、倒壊の危険性があると判断された場合

ウ 耐震シェルター設置の場合であつて現に高齢者等が居住する住宅の場合

（4） 補助事業が屋根瓦耐風改修の場合にあつては、次に掲げるいずれの要件にも該当するものであること。

ア 令和3年12月31日以前に建築されたものであること。

イ 別表第4により安全対策が必要と判断されたものであること。

（5） 耐震ベッド設置の場合にあつては、現に高齢者等が居住する住宅であること。

（6） 補助事業がブロック塀等耐震対策の場合にあつては、次に掲げるいずれの要件にも該当するものであること。

ア 高さが0.6メートルを超えるもの

イ 不特定の者が通行する道路に面したもの（避難路沿道ブロック塀であるものを含む。）

ウ 補強コンクリートブロック塀（鉄筋が入っているものに限る。）の点検表（別表第2）又は組積造の塀の点検表（別表第3）により安全対策が必要と判断された危険性の高いもの

エ イ及びウに該当する全てのブロック塀について除却を行うもの（除却の場合に限る。）

オ エと併せて行うもの（フェンス等改修の場合に限る。）

（7） 国又は地方公共団体が所有しているものでないこと。

（交付申請）

第8条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、別表第1の第2欄に掲げる補助事業に応じて、同表の第5欄に掲げる書類とする。

（交付決定）

第9条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 市長は、補助金の交付を行うことを決定したときにあつては、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付を行わないことを決定したときにあつては、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付申請を行った者が規則第6条の2各号に掲げる者である場合は、市は、その者に補助金の交付決定を行わない。

（承認を要しない変更）

第10条 規則第12条第1項の市長が別に指定する変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

（1） 補助対象経費の増額

(2) 補助対象経費の3割に相当する金額（その額が300万円以下であるときは300万円）を超える減額

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(検査員による検査)

第11条 規則第14条の規定による検査員は、補助事業の完了予定の日までに、少なくとも一度、補助事業の完了の状況を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、補助事業者は、当該検査の実施に協力しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日までにしなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日

2 規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第17条第2項のその他市長が必要と認める書類は、別表第1の第2欄に掲げる補助事業に応じ同表の第6欄に定める書類とする。

4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかにこれを市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額の補助金を市に返還しなければならない。

(補助金の支払)

第13条 補助金の支払の請求に用いる様式は、規則第20条に定めるところによる。

2 規則第19条の規定による補助金の概算払の通知は、様式第5号によるものとする。

(指導等)

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者に対して、当該者が所有する住宅等について、地震に対する安全性の向上が図られるよう必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(その他)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年10月25日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（平成18年倉吉市告示第64号）第9条第1項の規定により交付決定を受けた住宅（同要綱第3条第2項に定める住宅をいう。）又は建築物（同要綱第3条第3項に定める建築物をいう。）については、なお従前の例による。

附 則（平成20年 5 月29日告示第112号）

この告示は、平成20年 5 月29日から施行する。

附 則（平成23年 2 月17日告示第16号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成23年 2 月17日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前に改正前の倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月 6 日告示第125号）

この告示は、平成23年10月 6 日から施行し、改正後の倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱は、平成23年10月 6 日以後に申請のあった補助金から適用する。

附 則（平成24年 7 月11日告示第163号）

この告示は、平成24年 7 月11日から施行し、改正後の倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、平成24年 6 月18日以後に締結した契約に係る補助事業について適用する。

附 則（平成25年10月23日告示第159号）

この告示は、平成25年10月23日から施行する。

附 則（平成26年 3 月28日告示第45号）

この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 5 月 2 日告示第90号）

この告示は、平成26年 5 月 2 日から施行する。

附 則（平成28年 4 月 1 日告示第58号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、平成28年度以後の補助事業から適用する。

附 則（平成29年 5 月25日告示第72号）

この告示は、平成29年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 5 月18日告示第90号）

この告示は、平成30年 5 月18日から施行する。

附 則（平成30年11月26日告示第163号）

この告示は、平成30年11月26日から施行する。

附 則（平成31年 2 月 8 日告示第17号）

この告示は、平成31年 2 月 8 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月22日告示第102号）

この告示は、令和 2 年 5 月22日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月17日告示第74号）

この告示は、令和 3 年 5 月17日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 6 日告示第126号）

この告示は、令和 3 年 9 月 6 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月15日告示第73号）

この告示は、令和 6 年 4 月15日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 15 日告示第 74 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 15 日から施行する。

附 則（令和 8 年 5 月 8 日告示第 107 号）

この告示は、令和 8 年 5 月 8 日から施行する。

附 則（令和 8 年 8 月 4 日告示第 178 号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和 8 年 8 月 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、令和 8 年度以後の補助事業から適用する。

別表第1（第4条、第5条、第6条、第8条、第12条関係）

1 対象住宅等	2 補助事業	3 単価		4 上限額	5 申請添付書類	6 実績報告添付書類
一戸建ての住宅	(1) 次のいずれかに該当する耐震診断（その時点における最新の基準によって行われるものに限る。） ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算によるもの イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号（別添）。以下「指針」という。）第一に示すもの ウ 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの エ その他アからウまでに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの			1戸当たり170,000円（当該対象住宅等の設計図書がない場合にあっては、204,000円）	(1) 建築年月日が確認できるもの (2) 位置図 (3) 見積書の写し	(1) 耐震診断の結果を記載した書類 (2) 請求書又は領収書の写し (3) 契約書又は請書の写し
一戸建ての住宅以外の住宅及び建築物		延べ床面積1,000平方メートル以下の部分	1平方メートル当たり3,600円	1棟当たり300万円		
		延べ床面積1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の部分	1平方メートル当たり1,540円			
		延べ床面積2,000平方メートルを超える部分	1平方メートル当たり1,030円			
住宅	(2) 改修設計			1戸当たり32万円	(1) 建築年月日が確認できるもの (2) 位置図 (3) 耐震診断の結果を記載した書類（耐震診断と併せて行う場合を除く。） (4) 見積書の写し	(1) 改修設計図書の写し (2) 改修設計に基づき耐震改修を実施した場合における耐震診断結果を記載した書類 (3) 請求書又は領収書の写し (4) 契約書又は請書の写し
建築物		延べ床面積1,000平方メートル以下の部分	1平方メートル当たり3,600円	1棟当たり300万円		
		延べ床面積1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の部分	1平方メートル当たり1,540円			
		延べ床面積2,000平方メートルを超える部分	1平方メートル当たり1,030円			
住宅	(3) 次のいずれかに該当する耐震改修又は建替え（ウ又はエにあっては、イの基準を満たすために段階的に行われるものに限る。） ア 法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの イ 指針第二に示す耐震改修を行いIwが1.0以上となるもの ウ 指針第二に示す耐震改修を行いIwが0.7以上となるもの（Iwを1.0以上とするために段階的に行われるものに限る。） エ 指針第二に示す耐震改修を行い2階建の1階部分のIwが1.0以上となるもの（Iwを1.0以上とするために段階的に行われるものに限る。） オ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの			補助対象経費に5分の4を乗じて得た額又は140万円のいずれか低い額（一戸建ての住宅で耐震改修の場合にあっては、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額又は175万円のいずれか低い額（ただし、令和10年度末までに着手する事業に限る。））	(1) 建築年月日が確認できるもの (2) 位置図 (3) 耐震診断の結果を記載した書類（屋根瓦耐風改修、耐震ベッド設置又は耐震シェルター設置の場合であって現に高齢者等が居住する住宅の場合を除く。） (4) 計画書（除却の場合を除く。） (5) 見積書の写し（耐震改	(1) 耐震改修、建替え、除却、耐震シェルター設置、屋根瓦耐風改修、居室単位耐震改修又は耐震ベッド設置の工事の内容が確認できるもの。写真等 (2) 請求書又は領収書の写し (3) 契約書又は請書の写し

	(4) 除却		補助対象経費に23パーセントを乗じて得た額又は979,000万円のいずれか低い額	修、建替え、屋根瓦耐風改修又は居室単位耐震改修の場合にあっては、当該工事とその他の部分を分けたもの。) (6) 登記事項証明書その他住宅の所有者であることが確認できる書類 (7) 屋根瓦耐風改修の場合にあっては、別表第4の点検表及び現況写真等 (8) 除却の場合にあって、第7条第3号イに基づくものにあつては、様式第6号の調査票及び写真等 (9) 耐震ベッド設置又は耐震シェルター設置の場合にあって現に高齢者等が居住する住宅の場合は、第2条第15号から第18号までのいずれに該当するかどうかを証する書面又はその写し
	(5) 耐震シェルター設置（一戸建ての住宅以外の住宅を除く。原則として1階部分に設置するものに限る。）		補助対象経費に23パーセントを乗じて得た額又は838,000円のいずれか低い額 (耐震シェルター設置の場合であつて現に高齢者等が居住する住宅の場合は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額又は80万円のいずれか低い額(ただし、令和10年度末までに着手する事業に限っては、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額))	
	(6) 屋根瓦耐風改修（一戸建ての住宅以外の住宅を除く。次のいずれかに該当するもの） ア 屋根の軽量化又は屋根瓦の落下防止措置を行うもの(瓦屋根にあっては、「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン(社団法人全日本瓦工事業連盟他発行)」に基づいて施工するものに限る。) イ アに掲げる耐風対策と同等以上に安全性を向上すると認められるもの ウ 金属ぶきは、建築基準法に規定する耐風性能を有するもの	1平方メートル当たり30,000円	補助対象経費に23パーセントを乗じて得た額又は69万円のいずれか低い額	
	(7) 居室単位耐震改修（一戸建ての住宅以外の住宅を除く。次に掲げるいずれの要件にも該当するものであること。） ア 特定居室の耐震改修を行い、特定居室の部分評点が1.5以上となるもの イ 改修後の上部構造評点が、改修前の上部構造評点を下回らないもの		補助対象経費に5分の4を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額(ただし、令和10年度末までに着手する事業に限っては、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額又は125万円のいずれか低い額)	
	(8) 耐震ベッド設置（一戸建ての住宅以外の住宅を除く。原則として1階部分に設置するものに限る。）		補助対象経費に5分の4を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額(ただし、令和10年度末までに着手する事業に限っては、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額又は625,000円のいずれか低い額)	

建築物	(9) 耐震改修若しくは建替え（次のいずれかに該当するもの。）又は除却 ア 法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの イ 指針第二に示すもの ウ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの	1平方メートル当たり 50,300円	補助対象経費に23パーセントを乗じて得た額又は1棟当たり1,800万円のいずれか低い額	(1) 建築年月日が確認できるもの (2) 位置図 (3) 耐震診断の結果を記載した書類 (4) 耐震改修又は建替えの場合にあっては、耐震改修又は建替えの計画書 (5) 見積書の写し（耐震改修又は建替えの場合にあっては、当該工事とその他の部分を分けたもの。） (6) 登記事項証明書その他住宅の所有者であることが確認できる書類	(1) 耐震改修、建替え又は除却の工事の内容が確認できるもの。写真等 (2) 請求書又は領収書の写し (3) 契約書又は請書の写し
防災拠点建築物	(10) 耐震改修又は建替え（次のいずれかに該当するもの。） ア 法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの イ 指針第二に示すもの ウ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの	1平方メートル当たり 50,300円	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額		
ブロック塀 （避難路沿道ブロック塀を除く。）	(11) 次のいずれかに該当するブロック塀等耐震対策（除却及び除却した範囲に行うフェンス等改修） ア 法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの イ 建築基準法施行令第61条及び第62条の8の規定に適合するように行われるもの ウ ア及びイに掲げる耐震対策と同等以上に安全性を向上させると認められるもの	(1) 除却 塀の長さ1メートル当たり18,000円（36,000円） (2) 除却した範囲に行うフェンス等改修 塀の長さ1メートル当たり25,000円	(1) 除却 1件当たり15万円（30万円） (2) 除却した範囲に行うフェンス等改修 1件当たり10万円	(1) 位置図 (2) 別表第2又は別表第3の点検表及び写真等 (3) 見積書の写し（当該工事（不特定の者が通行する道路に面したもの）とその他の部分を分けたもの） (4) 第2欄 (9) アからウまでに適合することがわかる図書（除却を除く。） (5) ブロック塀の所有者であることが確認できる書類	(1) 改修の工事の内容が確認できるもの。写真等 (2) 請求書又は領収書の写し (3) 契約書又は請書の写し
避難路沿道ブロック塀			(1) 除却 1件当たり30万円（60万円） (2) 除却した範囲に行うフェンス等改修 1件当たり20万円		

- この表においてIwとは、指針第1第1号に掲げる構造耐震指標のことをいい、改修前又は改修後のIwとは、各階の張り間及び桁行方向のIwのうち最小値とする。ただし、(3)エにおいては、2階建の1階部分の最小値とする。
- 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）」により診断する場合は、「Iw」を「評点」と読み替えるものとする。
- その他指針第1第1号と同等以上の効力を有する耐震診断を行う場合にあっては、Iwは、当該指標によることができる。
- ブロック塀（避難路沿道ブロック塀を除く。）又は避難路沿道ブロック塀の第3欄及び第4欄の括弧に掲げる額は、ブロック塀の除却に併せてその基礎を撤去する場合に適用する。

別表第2(第7条関係)

点検項目	点検内容 (「6 傾き、ひび割れ」、「7 ぐらつき」については、塀高さ0.6m以下の部分を除く)	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	2.2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上	はい	いいえ
	高さ2m以下で10cm以上	はい	いいえ
3 鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦にそれぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内の間隔で入っている	はい	いいえ
4 控壁(高さが1.2mを超える塀の場合)	長さ3.4m以内ごとに、径9mm以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの5分の1以上突出している	はい	いいえ
5 基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
6 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
7 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
8 その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価	8項目のうち1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ

別表第3(第7条関係)

点検項目	点検内容 (「5 傾き、ひび割れ」、「6 ぐらつき」については、塀高さ0.6m以下の部分を除く)	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	1.2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上ある	はい	いいえ
3 控壁	長さ4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
4 基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ
5 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は <u>1mm以上</u> のひび割れがある	いいえ	はい
6 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
7 その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価	7項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ

別表第4 (第7条関係)

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 平部	平部の全ての瓦がくぎ又はねじで緊結してある	はい	いいえ
2 軒	軒部分の全ての瓦が3本のくぎ又はねじで緊結してある	はい	いいえ
3 けらば	けらば部分の全ての瓦が3本のくぎ又はねじで緊結してある	はい	いいえ
4 棟	棟部の全ての瓦がねじで緊結してある	はい	いいえ
評価	4項目のうち1つでも不適合があれば、屋根瓦の安全対策が必要です		
上記のとおり本建築物は告示*基準を満たしていないことを報告します。 年 月 日 報告者 資格 ☐瓦屋根診断技士（登録番号 ） ☐瓦屋根工事技士（交付番号 ） ☐1級又は2級かわらぶき技能士（技能士番号 ） 住所 氏名			

※令和2年国土交通省告示第1435号により改正された昭和46年建設省告示第109号をいう。

年度 倉吉市震災に強いまちづくり促進事業計画（実績報告）書

1 対象住宅等

所 有 者	住 所		
	氏 名		
住 宅 等	所在地		建築年月日 年 月 日
	名 称	延べ床面積 ブロック塀の長さ 除却 m・改修 m	m ²
住宅等種別	住宅（一戸建ての住宅・長屋・共同住宅）・建築物 防災拠点建築物・ブロック塀・避難路沿道ブロック塀		
補助事業の種別	耐震診断（設計図書 有・無）・改修設計・耐震改修・建替え 除却・耐震シェルター設置（高齢者等住宅・高齢者等以外の住宅） 屋根瓦耐風改修・居室単位耐震改修・耐震ベッド設置 ブロック塀等耐震対策（除却・除却及びフェンス等改修）		

2 事業計画（事業実績）

事 業 内 容		交付申請 （決定）額	備 考
総事業費	補助対象経費		
円	円	円	

3 事業（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

事業計画書には、倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱別表第1第5欄に掲げる書類を、実績報告書には、同表第6欄に掲げる書類を添付すること。

様式第2号（第8条、第12条関係）

年度 倉吉市震災に強いまちづくり促進事業収支予算（決算）書

1 総事業費 円
（うち補助対象経費 円）

2 収支予算（決算）書

（1）収 入

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
補 助 金	円	円	
そ の 他	円	円	
合 計	円	円	

（2）支 出

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
	円	円	
合 計	円	円	

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金については、倉吉市補助金等交付規則第6条第1項の規定により次のとおり交付することを決定したので、同規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助年度 年度
- 2 住宅等及び補助事業の種別

住宅等の種別	住宅（一戸建ての住宅・長屋・共同住宅）・建築物・防災拠点建築物 ブロック塀・避難路沿道ブロック塀
補助事業の種別	耐震診断・改修設計・耐震改修・建替え・除却 耐震シェルター設置（高齢者等住宅・高齢者等以外の住宅） 屋根瓦耐風改修・居室単位耐震改修・耐震ベッド設置 ブロック塀等耐震対策（除却・除却及びフェンス等改修）
- 3 住宅等の名称
- 4 住宅等の所在地
- 5 交付決定額 金 円
- 6 交付時期 補助事業完了後補助金交付額が確定した後通知する。
- 7 交付の条件
 - （1） 補助金交付決定通知書を受け取った後、速やかに補助事業に着手すること。
 - （2） 補助事業の内容を変更（中止・廃止）しようとするときは、速やかに市長の承認を得ること。
 - （3） その他倉吉市補助金等交付規則及び倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱に定めるところに従うこと。

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

補 助 金 不 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けで交付申請のあった倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金については、交付しないことに決定したので、倉吉市補助金等交付規則第8条第2項の規定により通知します。

記

1 住宅等及び補助事業の種別

住宅等の種別	住宅（一戸建ての住宅・長屋・共同住宅）・建築物・防災拠点建築物 ブロック塀・避難路沿道ブロック塀
補助事業の種別	耐震診断 ・ 改修設計 ・ 耐震改修 ・ 建替え ・ 除却 耐震シェルター設置（高齢者等住宅・高齢者等以外の住宅） 屋根瓦耐風改修・居室単位耐震改修・耐震ベッド設置 ブロック塀等耐震対策（除却・除却及びフェンス等改修）

2 住宅等の名称

3 住宅等の所在地

4 補助金を交付しない理由

第 号
年 月 日

様

倉吉市長

年度倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金の概算払通知書

年 月 日 第 号で交付決定のあった倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「補助金」という。）について、次のとおり概算払することとしたので、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、通知します。

なお、補助金等の支払いを請求するときは、同規則第20条に基づき、次の書類を提出してください。

記

- 1 補助金の名称 倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 補助金の概算払額 円
- 4 補助金の支払いに必要な書類
 - （1） 補助金等支払請求書
 - （2） 概算払通知書（本書）の写し
 - （3） 補助金等受入額調書

様式第6号（第7条関係）

旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

調査日時： 年 月 日 午前・午後 時

調査者氏名：

I) 建築物の概要

1 建築物の所有者：

2 建築物所在地：

3 階 数： 階

II) 前提条件の確認（いずれも必須）

チェック欄

木造住宅である	
昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した	

III) 一見して倒壊の危険性があると判断できる項目（1以上ある場合は倒壊の危険性があると判断）

チェック欄

建物全体	全体又は一部に崩壊がある	
	全体又は一部に傾斜や変形がある	
地盤・基礎	地盤沈下が生じている	
	基礎がコンクリート以外（玉石、石積み、ブロック等）である	
	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる	
老朽・腐朽	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	

IV) 壁の割合

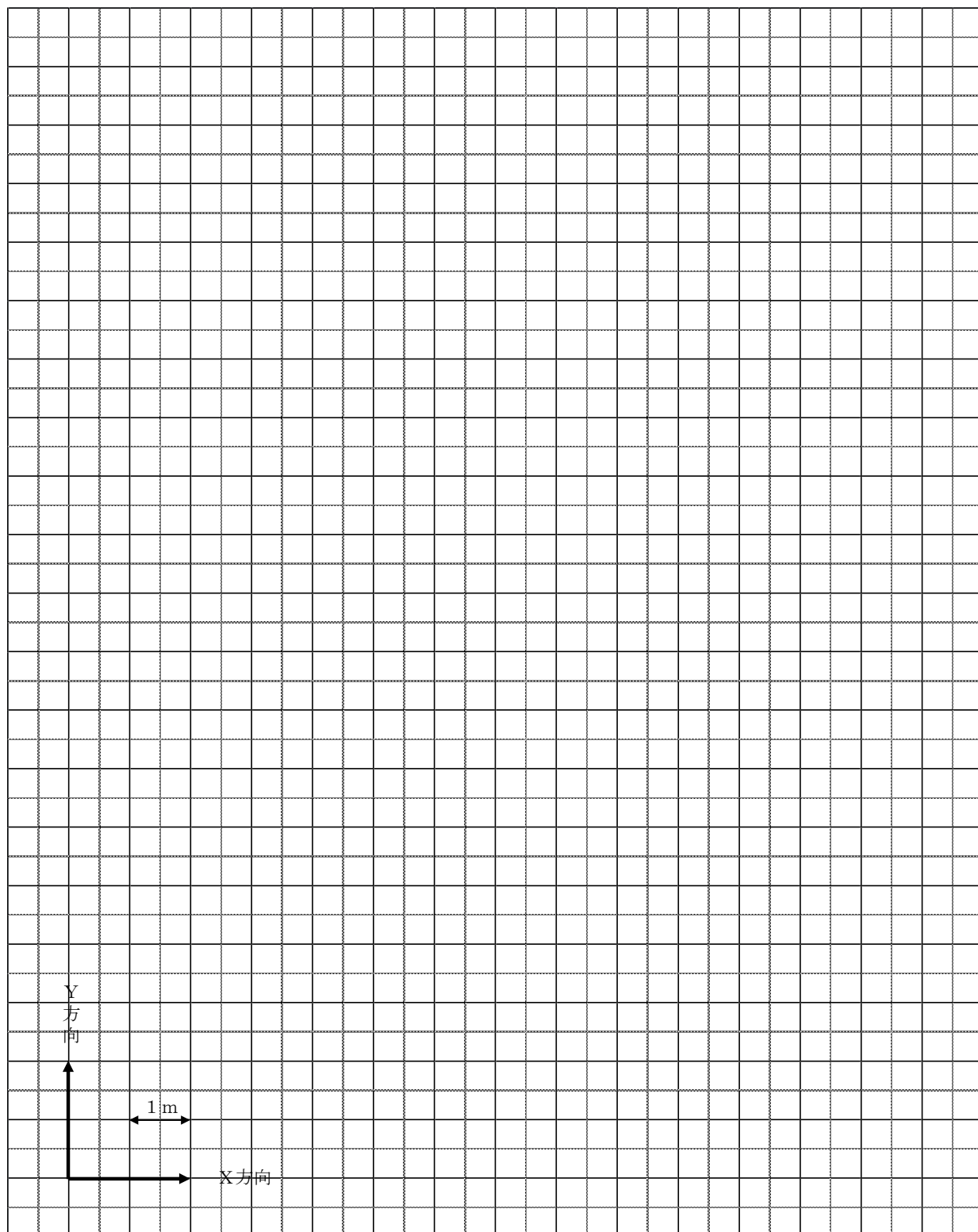
一見して倒壊の危険性があると判断できない場合でも、壁の割合が0.8未満である場合は、倒壊の危険性があると判断できるものとする（別紙1及び2を添付）。

(イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) 壁の割合

方向	壁の長さ (m)	建面 (㎡)	イ／ロ	必要値	ハ／ニ
X					
Y					

IV) 壁の割合 記入用紙

壁の長さの計測



(イ) 壁の長さの合計

① X (横) 方向

①

m

② Y (縦) 方向

②

m

①②のうち小さいほうを記入してください。

イ

m

(ロ) 面積

ロ

m²

(ハ) 単位面積あたりの壁の長さ

イ

÷

ロ

=

ハ

(ニ) 必要な壁の長さ

ニ

m

下の表から該当するものを選んで記入してください。

階数	平 家	2階建
屋根の種類		
軽い屋根 (鉄板葺・石綿板葺・スレート葺等)	0.20	0.52
重い屋根 (かや葺・瓦葺等)	0.27	0.59

(ホ) 壁の割合

ハ

÷

ニ

=

ホ

V) 添付書類

写真等 (建物の全景及び倒壊の危険性があると判断される箇所)